

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年12月26日

**【中間会計期間】** 第6期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

**【会社名】** 株式会社りそなホールディングス

**【英訳名】** Resona Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 水 田 廣 行

**【本店の所在の場所】** 大阪府中央区備後町二丁目2番1号

**【電話番号】** 大阪(06)6268 - 7400(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役財務部長 東 和 浩

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

**【電話番号】** 東京(03)3287 - 2131(代表)

**【事務連絡者氏名】** 東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社りそなホールディングス東京本社  
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	533,029	506,798	574,744	1,076,571	1,047,056
うち連結信託報酬	百万円	14,395	15,328	19,628	35,186	36,684
連結経常利益	百万円	248,527	179,859	207,250	396,467	368,341
連結中間純利益	百万円	210,847	174,300	460,995		
連結当期純利益	百万円				365,592	383,288
連結純資産額	百万円	1,014,990	1,375,127	2,238,962	1,186,463	1,657,084
連結総資産額	百万円	38,909,539	40,055,886	39,436,046	39,563,362	40,399,547
1株当たり純資産額	円	133.90	102,222.76	44,609.17	120.56	78,499.52
1株当たり中間純利益	円	18.53	15,323.70	40,449.00		
1株当たり当期純利益	円				30.40	31,943.14
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	8.62	7,754.66	24,475.56		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				14.03	17,053.00
連結自己資本比率 (第二基準)	%	8.84	10.14	12.50	9.74	9.97
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	364,576	259,952	1,383,206	555,407	484,649
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	539,073	898,141	774,266	544,800	541,071
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,952	174,628	95,015	71,263	242,934
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,798,926	1,760,824	961,793		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				2,744,227	1,475,689
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16,712 [13,567]	16,084 [15,133]	16,620 [15,525]	16,260 [13,844]	16,123 [15,489]
合算信託財産額	百万円	26,159,963	28,613,565	32,648,407	27,435,424	30,041,312

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第二基準を採用しております。
- 6 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。
- 7 当社は平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成16年度中間連結会計期間及び平成16年度について、1株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりとなります。

		平成16年度 中間連結会計期間	平成16年度
		(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	133,903.42	120,562.76
1株当たり中間純利益	円	18,539.66	
1株当たり当期純利益	円		30,403.15
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	8,627.14	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円		14,036.31

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
営業収益	百万円	26,194	222,885	261,526	74,594	317,582
経常利益	百万円	17,126	213,313	256,030	56,569	302,129
中間純利益	百万円	5,080	213,424	287,585		
当期純利益	百万円				44,519	299,043
資本金	百万円	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式 11,375,110 優先株式 9,443,923	普通株式 11,375 優先株式 9,443	普通株式 11,399 優先株式 9,463	普通株式 11,375,110 優先株式 9,443,923	普通株式 11,399 優先株式 9,437
純資産額	百万円	699,231	931,800	1,336,114	738,543	1,017,061
総資産額	百万円	1,349,074	1,481,260	1,728,692	1,429,428	1,408,841
1株当たり配当額	円	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式	普通株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式 第4種優先株式	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式	普通株式 1,000 乙種第一回優先株式 6,360 丙種第一回優先株式 6,800 丁種第一回優先株式 10,000 戊種第一回優先株式 14,380 己種第一回優先株式 18,500 第1種第一回優先株式 1,188 第2種第一回優先株式 1,188 第3種第一回優先株式 1,188
自己資本比率	%	51.8	62.9	77.3	51.6	72.1
従業員数	人	256	372	401	317	381

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間におきましては、海外SPCなど14社の清算が完了し、連結の範囲より除外しております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

あさひ銀リテールファイナンス株式会社、Resona Preferred Capital(Cayman)1 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)2 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)4 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)5 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)1 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)2 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)4 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)5 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)6 Limited、Resona Preferred Finance(Cayman) Limited

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	16,620 [15,525]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,970人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	401 [17]
---------	-------------

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であります。なお、嘱託及び臨時従業員18人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、BRICsや新興国など地域的な広がりをもって、高成長が持続しました。米国では、住宅投資が大幅に減少したことで、潜在成長率を下回る成長となりましたが、個人消費や設備投資が底固く、経済の下支えとなりました。アジアでは、中国が段階的に金融引き締めをするなど、景気過熱抑制策をとりましたが、影響は限定的で拡大を続けました。

わが国経済は、前連結会計年度と比較しテンポは鈍化したものの、回復基調を辿りました。企業収益は高水準となりました。設備・雇用の不足感は強く、企業は、潤沢な資金を背景に設備投資・雇用に前向きとなりました。また、海外経済の拡大を背景に、輸出の増勢が続きました。一方で、企業は慎重さも崩しておらず、雇用者所得の伸びが限定的に留まったことや天候不順の影響が重なり、夏場以降の消費は冴えないものとなりました。国内企業物価は原油価格高騰の影響を受けて上昇傾向を辿りました。消費者物価(全国、除く生鮮食品)は8月の基準年次改定により遡及して下方改訂されましたが、新基準でもプラス基調で推移しました。

金融資本市場に目を転じると、日本銀行は経済・物価情勢を踏まえ、7月におよそ5年ぶりにゼロ金利を解除、無担保コール翌日物金利の誘導水準を0.25%引き上げました。短期金利は利上げを前に上昇基調を辿りましたが、利上げ後は落ち着いた動きとなりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は海外金利の上昇や連続的な利上げ観測の高まりを受け、5月に2%台まで上昇しましたが、7月のゼロ金利解除後は、米国景気の減速や消費者物価の下方改訂に伴う追加利上げ観測の後退を材料に、低下基調を辿りました。株式市場は世界的な株価下落を受け、6月には日経平均が1万4,000円台前半まで下落したものの、实体经济の緩やかな回復を反映し、期末にかけて1万6,000円台を回復しました。円対ドルレートは、米国の経常赤字に焦点が当たり、一時的に110円割れとなるドル安が進行する場面も見られましたが、概ね115円~118円のレンジ内での推移となりました。

#### (経営方針)

このような金融経済環境のもと、当グループは、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の革新」に積極的に取り組んでまいりました。具体的には、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を差別化の3大戦略として展開するとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を進めてまいりました。また、平成18年2月には、こうした差別化戦略を徹底することにより存在感ある金融サービスグループを創るという思いを込め、「新しいクオリティへ、新しいスピードで。」というブランドスローガンを掲げました。

さらに、平成18年11月には新たな「経営の健全化のための計画」を公表いたしました。今後は、この計画に基づいた様々な改革を更に加速することで、差別化された経営の確立を図り、選ばれる金融サービス企業を目指してまいります。

#### ・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指し、りそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当グループでは、お客さまに一番近い各傘下銀行の営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

#### ・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野(「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」)に経営資源を集中する一方で、クレディセゾン(クレジットカード)、野村証券(証券仲介)など業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。今後も、こうしたアライアンス戦略の拡充により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

#### ・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

#### ・サービス改革の追求

当グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識にとらわれない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材の育成に努めてまいります。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ商業銀行については、地域に根ざした金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的に応えするなど地域に貢献してまいります。りそな信託銀行については、企業年金に強みを持つ機能特化型の銀行として、グループ商業銀行との更なる連携強化に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行ってまいります。



(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は39兆4,360億円と前連結会計年度末比9,635億円減少いたしました。

資産では、貸出金は前連結会計年度末比1,441億円増加して26兆3,537億円に、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比3,293億円増加して1兆3,162億円となりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比9,337億円減少し、7兆882億円に、現金預け金は前連結会計年度末比5,436億円減少し、1兆1,473億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金は前連結会計年度末比1,527億円増加して1兆8,764億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比7,767億円減少して3兆8,204億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比6,418億円減少して2,812億円になりました。また、借入金は前連結会計年度末比3,363億円増加して5,782億円に、社債は前連結会計年度末比869億円増加して8,503億円にそれぞれなっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比493億円増加し、11兆9,298億円となっております。

会社法の施行などに伴い、従来の資本の部は純資産の部となりましたが、その内訳は、株主資本合計が1兆8,317億円、評価・換算差額等合計が2,546億円、少数株主持分が1,525億円で、合計2兆2,389億円となっております。なお、従来の資本の部に当たる金額は2兆995億円で、前連結会計年度末比4,425億円の増加となっております。優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たり純資産は、44,609円17銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間比679億円増加し、5,747億円となりました。内訳を見ますと、有価証券利息配当金の増加を主因として資金運用収益が前中間連結会計期間比256億円増加して3,198億円となりましたほか、特定取引収益が前中間連結会計期間比79億円増加して91億円、信託報酬が前中間連結会計期間比42億円増加して196億円などとなっております。また、その他経常収益が前中間連結会計期間比358億円増加して974億円となっておりますが、これは、主として株式等売却益の増加によるものであります。

経常費用は、前中間連結会計期間比405億円増加し、3,674億円となりました。内訳では、国債等債券売却損の増加を主因として、その他業務費用が前中間連結会計期間比244億円増加して356億円となったほか、資金調達費用につきましても前中間連結会計期間比107億円増加して406億円となっております。営業経費につきましては、削減努力の継続により、前中間連結会計期間比12億円減少し、1,794億円となっております。また、その他経常費用が前中間連結会計期間比105億円増加して899億円となっておりますが、これは、株式等売却損の増加などによるものであります。

特別利益につきましては、償却債権取立益の減少などにより前中間連結会計期間比103億円減少して166億円となっております。また、特別損失は前中間連結会計期間比5億円減少して26億円となりました。なお、当中間連結会計期間におきましては、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年からおおむね5年に見直しました結果、法人税等調整額が前中間連結会計期間比2,659億円減少して2,511億円となり、連結中間純利益の増加に寄与しております。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比273億円増加し、2,072億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比2,866億円増加し、4,609億円となりました。また、1株当たり中間純利益は40,449円0銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は前中間会計期間比386億円増加して2,615億円に、経常利益は前中間会計期間比427億円増加して2,560億円となりました。また、税金費用などを加味した後の中間純利益は、前中間会計期間比741億円増加して2,875億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、12.50%となりました。

<平成18年9月末における剰余金の分配可能額について>

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成18年9月30日(中間決算日)を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、6,817億円となりました。

また、当社の子会社であるりそな銀行の分配可能額(平成18年9月30日現在)は、2,179億円であります。(臨時計算書類は作成しておりません。)

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比1兆1,232億円支出が増加して、1兆3,832億円の支出となりました。これは、主としてコールローン等の増加やコールマネー等の減少など市場性資金の変動によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還などにより前中間連結会計期間比1兆6,724億円収入が増加して、7,742億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行や、優先株式の発行による資金調達を行ったものの、優先出資証券の発行による収入がなかったことなどにより前中間連結会計期間比796億円収入が減少して、950億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比5,138億円減少して9,617億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は2,731億円、海外は56億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、2,791億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ196億円、88億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では760億円、45億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	256,161	8,091	6	264,259
	当中間連結会計期間	273,158	5,698	324	279,181
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	293,241	10,904	10,016	294,130
	当中間連結会計期間	318,618	8,019	6,831	319,806
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	37,079	2,813	10,022	29,870
	当中間連結会計期間	45,459	2,320	7,155	40,624
信託報酬	前中間連結会計期間	15,328			15,328
	当中間連結会計期間	19,628			19,628
役務取引等収支	前中間連結会計期間	69,520	136		69,657
	当中間連結会計期間	75,982	113		76,095
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	95,159	172		95,331
	当中間連結会計期間	97,444	166		97,610
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	25,638	35		25,673
	当中間連結会計期間	21,462	53		21,515
特定取引収支	前中間連結会計期間	1,125			1,125
	当中間連結会計期間	8,837			8,837
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	1,170			1,170
	当中間連結会計期間	9,115			9,115
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	45			45
	当中間連結会計期間	278			278
その他業務収支	前中間連結会計期間	27,790	188		27,978
	当中間連結会計期間	4,854	325		4,529
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	38,962	188		39,151
	当中間連結会計期間	30,765	325		31,091
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	11,172	0		11,172
	当中間連結会計期間	35,620			35,620

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

## (2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に35兆5,128億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆2,287億円、海外は2,841億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に35兆4,442億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆3,090億円、海外は1,352億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.80%、海外は5.62%、合計では1.81%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.25%、海外は3.42%、合計では0.23%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	33,761,607	293,241	1.73
	当中間連結会計期間	35,228,744	318,618	1.80
うち貸出金	前中間連結会計期間	24,798,760	247,986	1.99
	当中間連結会計期間	25,816,420	246,789	1.90
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,731,389	32,605	0.84
	当中間連結会計期間	7,484,688	46,936	1.25
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	493,998	642	0.25
	当中間連結会計期間	1,346,997	3,021	0.44
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	76	0	0.40
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	14,241	1	0.02
	当中間連結会計期間	45,263	26	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	532,788	3,534	1.32
	当中間連結会計期間	265,588	4,317	3.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	36,203,023	37,079	0.20
	当中間連結会計期間	35,309,009	45,459	0.25
うち預金	前中間連結会計期間	30,853,456	14,327	0.09
	当中間連結会計期間	30,674,321	19,611	0.12
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,987,301	284	0.02
	当中間連結会計期間	1,850,068	1,644	0.17
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	917,050	307	0.06
	当中間連結会計期間	688,160	640	0.18
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	434,333	9	0.00
	当中間連結会計期間	83,442	73	0.17
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	271,529	136	0.09
	当中間連結会計期間	196,673	68	0.06
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	668,487	7,288	2.17
	当中間連結会計期間	593,218	4,154	1.39

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	564,500	10,904	3.85
	当中間連結会計期間	284,141	8,019	5.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	217,600	3,342	3.06
	当中間連結会計期間	140,533	3,243	4.60
うち有価証券	前中間連結会計期間	336,659	7,299	4.32
	当中間連結会計期間	137,765	4,548	6.58
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	4,475	236	10.55
	当中間連結会計期間	3,589	201	11.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	4,251	9	0.45
	当中間連結会計期間	357	6	3.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間	215,154	2,813	2.60
	当中間連結会計期間	135,254	2,320	3.42
うち預金	前中間連結会計期間	17,794	210	2.35
	当中間連結会計期間	21,959	475	4.32
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,211	7	1.26
	当中間連結会計期間	865	31	7.30
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	7,464	110	2.95
	当中間連結会計期間	6,953	177	5.08

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	34,326,108	561,887	33,764,221	304,146	10,016	294,130	1.73
	当中間連結会計期間	35,512,886	279,179	35,233,706	326,637	6,831	319,806	1.81
うち貸出金	前中間連結会計期間	25,016,360	194,265	24,822,095	251,329	2,582	248,746	1.99
	当中間連結会計期間	25,956,953	111,080	25,845,873	250,033	1,789	248,244	1.91
うち有価証券	前中間連結会計期間	8,068,049	363,236	7,704,813	39,904	7,434	32,470	0.84
	当中間連結会計期間	7,622,453	167,273	7,455,180	51,484	5,042	46,442	1.24
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	498,473		498,473	879		879	0.35
	当中間連結会計期間	1,350,586		1,350,586	3,222		3,222	0.47
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	76		76	0		0	0.40
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	14,241		14,241	1		1	0.02
	当中間連結会計期間	45,263		45,263	26		26	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	537,039	4,386	532,653	3,543	0	3,543	1.32
	当中間連結会計期間	265,945		265,945	4,323		4,323	3.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	36,418,177	548,544	35,869,633	39,892	10,022	29,870	0.16
	当中間連結会計期間	35,444,264	261,206	35,183,057	47,780	7,155	40,624	0.23
うち預金	前中間連結会計期間	30,871,250	3,543	30,867,707	14,537	0	14,537	0.09
	当中間連結会計期間	30,696,280	2,093	30,694,186	20,087		20,087	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,987,301		1,987,301	284		284	0.02
	当中間連結会計期間	1,850,068		1,850,068	1,644		1,644	0.17
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	918,261	1,205	917,056	315	6	308	0.06
	当中間連結会計期間	689,025		689,025	672		672	0.19
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	434,333		434,333	9		9	0.00
	当中間連結会計期間	83,442		83,442	73		73	0.17
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	271,529		271,529	136		136	0.09
	当中間連結会計期間	196,673		196,673	68		68	0.06
うち コマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	675,951	194,881	481,070	7,399	1,917	5,481	2.27
	当中間連結会計期間	600,172	111,251	488,920	4,331	1,426	2,905	1.18

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は976億円、役務取引等費用合計は215億円となり、役務取引等収支合計では760億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	95,159	172		95,331
	当中間連結会計期間	97,444	166		97,610
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	12,944	26		12,970
	当中間連結会計期間	15,541	28		15,570
うち為替業務	前中間連結会計期間	20,736	143		20,880
	当中間連結会計期間	20,183	136		20,320
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	8,450			8,450
	当中間連結会計期間	8,782			8,782
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	17,149			17,149
	当中間連結会計期間	19,449			19,449
うち代理業務	前中間連結会計期間	6,345			6,345
	当中間連結会計期間	7,295			7,295
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,204			2,204
	当中間連結会計期間	2,003			2,003
うち保証業務	前中間連結会計期間	7,837			7,837
	当中間連結会計期間	8,238			8,238
役務取引等費用	前中間連結会計期間	25,638	35		25,673
	当中間連結会計期間	21,462	53		21,515
うち為替業務	前中間連結会計期間	4,473			4,473
	当中間連結会計期間	4,375			4,375

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

[次へ](#)

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は91億円、特定取引費用は2億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	1,170			1,170
	当中間連結会計期間	9,115			9,115
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	163			163
	当中間連結会計期間	572			572
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	808			808
	当中間連結会計期間	8,224			8,224
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	198			198
	当中間連結会計期間	318			318
特定取引費用	前中間連結会計期間	45			45
	当中間連結会計期間	278			278
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	45			45
	当中間連結会計期間	278			278
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。



特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は4,100億円、特定取引負債は469億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	812,808			812,808
	当中間連結会計期間	410,062			410,062
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	40,331			40,331
	当中間連結会計期間	42,727			42,727
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	6			6
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	9			9
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	69,036			69,036
	当中間連結会計期間	74,310			74,310
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	703,434			703,434
	当中間連結会計期間	293,014			293,014
特定取引負債	前中間連結会計期間	45,670			45,670
	当中間連結会計期間	46,933			46,933
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	4,714			4,714
	当中間連結会計期間	4,998			4,998
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	40			40
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	17			17
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	40,938			40,938
	当中間連結会計期間	41,895			41,895
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

[次へ](#)

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	31,144,299	18,111	3,575	31,158,835
	当中間連結会計期間	30,798,734	21,899	156	30,820,477
うち流動性預金	前中間連結会計期間	18,083,398	10,052		18,093,450
	当中間連結会計期間	18,030,965	9,738		18,040,704
うち定期性預金	前中間連結会計期間	12,261,381	6,252		12,267,634
	当中間連結会計期間	11,921,630	9,443		11,931,073
うちその他	前中間連結会計期間	799,519	1,806	3,575	797,750
	当中間連結会計期間	846,138	2,717	156	848,699
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,936,840			1,936,840
	当中間連結会計期間	1,876,450			1,876,450
総合計	前中間連結会計期間	33,081,139	18,111	3,575	33,095,675
	当中間連結会計期間	33,675,184	21,899	156	32,696,927

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内	25,301,796	100.00	26,317,832	100.00
製造業	2,729,484	10.79	2,753,160	10.46
農業	18,886	0.07	19,830	0.08
林業	3,701	0.01	4,146	0.02
漁業	3,349	0.01	9,674	0.04
鉱業	25,347	0.10	24,308	0.09
建設業	894,958	3.54	862,445	3.28
電気・ガス・熱供給・水道業	75,819	0.30	66,852	0.25
情報通信業	297,836	1.18	305,369	1.16
運輸業	704,022	2.78	640,433	2.43
卸売・小売業	2,803,748	11.08	2,772,405	10.54
金融・保険業	767,104	3.03	744,666	2.83
不動産業	2,421,611	9.57	2,640,611	10.03
各種サービス業	2,435,524	9.63	2,435,204	9.25
地方公共団体	695,232	2.75	861,596	3.27
その他	11,425,171	45.16	12,177,127	46.27
海外	37,655	100.00	35,874	100.00
政府等	3,889	10.33		
金融機関	2,310	6.14	3,406	9.49
その他	31,455	83.53	32,468	90.51
合計	25,339,452		26,353,707	

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成17年9月30日	インドネシア	38,453
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	ロシア連邦	0
	合計	38,462
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.09)
平成18年9月30日	インドネシア	40,142
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	40,150
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.10)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

## (7) 国内・海外別有価証券の状況

## 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	4,298,150			4,298,150
	当中間連結会計期間	3,234,564			3,234,564
地方債	前中間連結会計期間	367,788			367,788
	当中間連結会計期間	430,422			430,422
社債	前中間連結会計期間	1,618,888			1,618,888
	当中間連結会計期間	1,500,640			1,500,640
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
株式	前中間連結会計期間	895,929			895,929
	当中間連結会計期間	960,412			960,412
その他の証券	前中間連結会計期間	1,097,406	54	8,290	1,089,171
	当中間連結会計期間	968,764	82	6,686	962,160
合計	前中間連結会計期間	8,278,163	54	8,290	8,269,927
	当中間連結会計期間	7,094,804	82	6,686	7,088,200

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	190,963	0.67	162,432	0.50
有価証券	4,916,174	17.18	6,792,262	20.80
信託受益権	22,254,042	77.77	24,339,890	74.55
受託有価証券	28	0.00	253	0.00
金銭債権	421,959	1.48	387,172	1.19
動産不動産	369,333	1.29	525,724	1.61
不動産の賃借権			3,582	0.01
土地の賃借権	4,030	0.01		
その他債権	10,879	0.04	11,917	0.04
銀行勘定貸	411,602	1.44	385,484	1.18
現金預け金	34,551	0.12	39,686	0.12
合計	28,613,565	100.00	32,648,407	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	10,998,817	38.44	13,398,640	41.04
年金信託	4,428,203	15.48	4,728,634	14.48
財産形成給付信託	1,944	0.01	1,902	0.01
投資信託	11,478,341	40.11	12,480,938	38.23
金銭信託以外の金銭の信託	126,425	0.44	180,035	0.55
有価証券の信託	326,876	1.14	472,161	1.45
金銭債権の信託	444,891	1.55	406,009	1.24
土地及びその定着物の信託	168,253	0.59	151,411	0.46
土地及びその定着物の 賃借権の信託			4,698	0.02
土地の賃借権の信託	4,962	0.02		
包括信託	634,848	2.22	823,975	2.52
合計	28,613,565	100.00	32,648,407	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当中間連結会計期間末 同上

3 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

4 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前中間連結会計期間末 22,252,134百万円

当中間連結会計期間末 24,338,758百万円

5 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 3,270,854百万円

当中間連結会計期間末 2,636,268百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	823	0.43	839	0.52
農業				
林業				
漁業				
鉱業				
建設業	820	0.43	605	0.37
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業	20	0.01	15	0.01
運輸業	501	0.26	496	0.30
卸売・小売業	2,462	1.29	1,538	0.95
金融・保険業	38,632	20.23	33,526	20.64
不動産業	9,083	4.76	7,455	4.59
各種サービス業	2,477	1.30	1,692	1.04
地方公共団体				
その他	136,145	71.29	116,266	71.58
合計	190,963	100.00	162,432	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況  
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	187,534	35.38	162,097	33.13
有価証券				
その他	342,564	64.62	327,189	66.87
資産計	530,098	100.00	489,287	100.00
元本	529,290	99.85	488,427	99.82
債権償却準備金	567	0.11	489	0.10
その他	241	0.04	371	0.08
負債計	530,098	100.00	489,287	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金187,534百万円のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は3,017百万円、3ヵ月以上延滞債権額は339百万円、貸出条件緩和債権額は21,736百万円であります。

また、これらの債権額の合計は25,119百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金162,097百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は139百万円、貸出条件緩和債権額は20,513百万円であります。

また、これらの債権額の合計は24,014百万円であります。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	5
危険債権	21	28
要管理債権	220	206
正常債権	1,624	1,380

[前へ](#)

[次へ](#)



## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当社は、第二基準を採用しております。

## 連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	263,492	326,508
	利益剰余金	540,131	1,178,775
	自己株式( )	208	762
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		1,651
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定	2,244	1,847
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分	143,523	151,652
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	130,180	135,585
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		25,289
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額( )		
	連結調整勘定相当額( )	32,272	
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		1,954,587
	繰延税金資産の控除金額( ) (注2)		
計 (A)	1,239,623	1,954,587	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	130,180	135,585	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	48,258	48,250
	一般貸倒引当金	142,599	149,506
	負債性資本調達手段等	895,518	850,382
	うち永久劣後債務 (注4)	596,960	554,909
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	298,557	295,472
	計	1,086,376	1,048,139
うち自己資本への算入額 (B)	1,086,376	1,048,139	
控除項目 (注6) (C)	10,901	10,919	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	2,315,098	2,991,807	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	21,811,446	22,874,298
	オフ・バランス取引項目	1,004,502	1,046,816
	計 (E)	22,815,948	23,921,114
連結自己資本比率(第二基準) = D / E × 100 (%)		10.14	12.50

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は273,467百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は781,834百万円であります。
- 3 告示第13条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第14条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第15条第1項第1号に掲げる他の銀行持株会社等の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

( )優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 <sup>(注)1</sup> が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式 <sup>(注)2</sup> への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 <sup>(注)3</sup> 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 <sup>(注)4</sup> が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合  
債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

[前へ](#)

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当グループは、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No.1への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

### (資産効率重視の収益増強)

当グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

### (お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大)

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来の中、『りそな』を選んで頂くために、ソリューション提供力やリレーションシップを強化し、お客さまの利便性や満足度を向上させることにより、競争優位性の向上を図り取引基盤を拡大してまいります。また、グループシナジーを発揮することにより、他社にない価値を創造する金融グループの実現を目指してまいります。

### (現場力向上に向けた人材改革)

持続的な成長を支える人材強化に取り組むことにより、金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。具体的には、各種研修の拡充、人材育成の仕組みの再構築、職責と成果に応じたメリハリのある処遇、多様な人材が活躍できる風土創り(ダイバーシティマネジメント)等に挑戦してまいります。

### (信頼度No.1への挑戦)

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まるなか、銀行のサービスの基本は「信頼」であることを改めて認識し、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取り組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。これらの取り組みを通じて、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めて頂けるよう、お客さまからの信頼を全てに優先し、誠実かつ正確なサービスの提供に努めてまいります。

当グループは、選ばれる金融サービス企業を目指して、これからも様々な変革に挑戦してまいります。『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針につきましては、これまで以上に徹底してまいりますので、何卒、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	宇都宮支店	栃木県宇都宮市	新築	店舗	1,070	627	平成18年6月
	大船支店	神奈川県鎌倉市	新築	店舗	434	694	平成18年6月

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
株式会社近畿大阪銀行	本店	大阪市 中央区	更改	システム 全般	2,500		自己資金	平成18年 9月	平成20年 7月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	680,000
丙種優先株式	120,000
丁種優先株式	120
戊種優先株式	240,000
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
第4種優先株式	100,000
第5種優先株式	100,000
第6種優先株式	100,000
第7種優先株式	100,000
第8種優先株式	100,000
第9種優先株式	100,000
計	83,037,928

なお、財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、第5種、第6種、第7種、第8種、第9種優先株式授権枠を設定しております。その概要は次のとおりであります。

新規優先株式の種類	タイプ	発行可能種類株式総数(上限)	一株当たり払込金額(上限)	特徴
第5種～第8種	社債型	各100,000株	各3,500千円	普通株式への転換権(取得請求権)は付与されません
第9種	転換型	100,000株	3,500千円	普通株式への転換権(取得請求権)は付与されますが、発行者にも払込金額相当額は金銭、払込金額相当額を上回る部分は普通株式で償還する権利が付与される(取得条項)等の特徴があります
合計		500,000株		

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	11,399,094.917	同左	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
乙種第一回優先株式	680,000	同左		(注) 2
丙種第一回優先株式	120,000	同左		(注) 3
丁種第一回優先株式	120	同左		(注) 4
戊種第一回優先株式	240,000	同左		(注) 5
己種第一回優先株式	80,000	同左		(注) 6
第1種第一回 優先株式	2,750,000	同左		議決権あり(注) 7
第2種第一回 優先株式	2,817,807.861	同左		議決権あり(注) 8
第3種第一回 優先株式	2,750,000	同左		議決権あり(注) 9
第4種優先株式	25,200	同左		(注)10
計	20,862,222.778	同左		

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への引換に係る株式数は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は1.622株とする。

引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600,000\text{円}}{\quad}$$



時価×1.020

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 優先株式の取得および消却

いつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受け旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受け旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

取締役会の決議をもって乙種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたときまたは、その時より、この決議がない場合において乙種優先配当金を受け旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金を受け旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先株式配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。

丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は338,400円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 優先株式の取得および消却

いつでも丙種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく丙種優先株式の取得および消却は、丙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終了の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丁種優先配当金

丁種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丁種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丁種優先中間配当金を支払ったときは、当該丁種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丁種優先株式配当金の額は、丁種優先株式1株につき10,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において、丁種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丁種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

#### 丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき丁種優先配当金の額の2分の1を上限として、丁種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000,000円を支払う。丁種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への引換

##### 取得を請求し得べき期間

平成19年7月31日(日本時間)までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 引換価額

引換価額は496,300円とする。

##### 引換価額の修正

引換価額は、平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、計算の結果修正後引換価額が496,300円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

##### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

#### (5) 優先株式の取得条項

平成19年7月31日までに引換請求のなかった丁種優先株式は、平成19年8月1日をもって、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000,000円)を平成19年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、500,000円を下回るときは、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000,000円)を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 優先株式の取得および消却

いつでも丁種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく丁種優先株式の取得および消却は、丁種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

丁種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丁種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丁種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において丁種優先配当金の全額を受けるとの議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丁種優先配当金の全額を受けるとの議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丁種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丁種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丁種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先株式配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

非累積条項

ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は360,400円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 優先株式の取得および消却

いつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先株式配当金の額は、己種優先株式1株につき18,500円とする。

非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は360,400円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会

社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

#### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

#### (5) 優先株式の取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 優先株式の取得および消却

いつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

#### (7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受けるとの議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受けるとの議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

#### (8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

### 7 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 第1種優先配当金

##### 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

##### 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

##### 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は348,100円とする。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

いつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が20,000円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

いつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

9 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。



年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

いつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

10 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第4種優先配当金

第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配

当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970% (払込金額2,500,000円に対し99,250円)とする。

ただし、平成19年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成20年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し57,918円とする。

非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 優先株式の取得および消却

いつでも第4種優先株式を取得し、これを消却することができる。

前項に基づく第4種優先株式の取得および消却は、第4種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 優先株式の取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年8月31日 (注)1	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日 (注)2		20,862	31,500	327,201	31,500	327,201

(注) 1 有償 第三者割当(第4種優先株式25千株) 発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円

2 会社法第447条第3項及び同法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.54
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	376,887.660	3.30
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	150,764.900	1.32
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	98,650.250	0.86
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	93,751.000	0.82
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.250	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,485.000	0.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	59,582.953	0.52
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656.000	0.48
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	54,910.000	0.48
計		6,687,976.013	58.67

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	122,094.000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	98,923.000株
資産管理サービス信託銀行株式会社	47,895.000株

## 乙種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	680,000	100.00
計		680,000	100.00

## 丙種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計		120,000	100.00

## 丁種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エイビー・インターナショナル・ケイマン・トラスト アクティング スルー イッツ トラストィ キーンズゲイト・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (常任代理人 株式会社りそな銀行)	Ugland House, South Church St., Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. England (東京都千代田区大手町1丁目1番2号)	120	100.00
計		120	100.00

## 戊種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	240,000	100.00
計		240,000	100.00

## 己種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計		80,000	100.00

第1種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計		2,750,000	100.00

第2種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計		2,817,807.861	100.00

第3種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計		2,750,000	100.00

第4種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社しんきん信託銀行	東京都中央区京橋2丁目14番1号	25,200	100.00
計		25,200	100.00

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 680,000 丙種第一回優先株式 120,000 丁種第一回優先株式 120 戊種第一回優先株式 240,000 己種第一回優先株式 80,000 第4種優先株式 25,200		各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,419		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,375,001 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	普通株式 11,375,001 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
端株	普通株式 21,674.917 第2種第一回優先株式 0.861		(注) 3
発行済株式総数	20,862,222.778		
総株主の議決権		19,692,808	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式2,411株(議決権2,411個)が含まれております。

2 株主名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ2株(議決権2個)、25株(議決権25個)及び5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.822株が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホ ールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	2,419		2,419	0.02
計		2,419		2,419	0.02

(注) 1 株主名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ2株(議決権2個)、25株(議決権25個)及び5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	422,000	395,000	361,000	381,000	389,000	374,000
最低(円)	386,000	316,000	325,000	342,000	360,000	336,000

(注) 1 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

乙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

丙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

丁種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

戊種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

#### 己種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

#### 第1種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

#### 第2種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

#### 第3種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

#### 第4種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。



### 3 【役員 の 状 況】

#### (1) 取締役 の 状 況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

該当ありません。

#### (2) 執行役 の 状 況

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	就任年月日
執行役	グループ戦略部 (りそな総合研 究所経営管理) 担当	渡 辺 真 也	昭和26年 9月8日生	昭和50年4月 協和銀行 入行 平成13年4月 あさひ銀行 法人統括部長 平成14年6月 同 横浜地域営業部長兼地域営業 第一部長 平成15年1月 同 横浜支店長 平成15年10月 りそな銀行 執行役 名古屋支店 長 平成16年4月 同 執行役 東海地域CEO兼名古屋 支店長 平成16年5月 同 執行役 東海地域CEO兼名古屋 支店長 兼名古屋中央支店長兼名古屋駅 前支店長 平成17年6月 同 執行役員 東海地域CEO兼古 屋支店長 平成17年10月 同 執行役員 ソリューションサ ポート部担当兼公共法人部担当 平成18年6月 同 常務執行役員 ソリユーショ ンサポート部担当 兼公共法人部担当兼東京公務部 担当兼大阪公務部担当(現任) 平成18年8月 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(りそな総合研 究所経営管理)担当(現任) 平成18年8月 りそな総合研究所株式会社 代表 取締役社長(現任)	14	平成18年 8月1日

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役		小 嶋 一 晃	平成18年7月31日

## 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 内部監査部長	執行役 グループ戦略部 (りそな総合研究所経営管理)担当 りそな総合研究所株式会社 代表取締役社長	深 井 慎	平成18年 8 月 1 日

## 第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

また、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	2,056,861	5.13	1,147,326	2.91	1,691,016	4.18
コールローン及び買入手形	8	947,464	2.37	1,316,276	3.34	986,886	2.44
買現先勘定				6,998	0.02		
債券貸借取引支払保証金		45,966	0.11	58,430	0.15	47,565	0.12
買入金銭債権		130,130	0.33	244,615	0.62	141,616	0.35
特定取引資産	8	812,808	2.03	410,062	1.04	678,848	1.68
有価証券	1,2, 8	8,269,927	20.65	7,088,200	17.97	8,021,995	19.86
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	25,339,452	63.26	26,353,707	66.83	26,209,603	64.88
外国為替	7	89,507	0.22	83,308	0.21	89,512	0.22
その他資産	8,10	743,752	1.86	883,685	2.24	889,620	2.20
動産不動産	8, 11,12, 13	446,665	1.12			442,422	1.10
有形固定資産	11, 12,13			410,306	1.04		
無形固定資産				44,323	0.11		
繰延税金資産		5,948	0.01	274,128	0.69	3,509	0.01
連結調整勘定		32,293	0.08			28,804	0.07
支払承諾見返		1,746,350	4.36	1,671,497	4.24	1,721,237	4.26
貸倒引当金		596,904	1.49	542,012	1.37	538,454	1.33
投資損失引当金		14,336	0.04	14,808	0.04	14,636	0.04
資産の部合計		40,055,886	100.00	39,436,046	100.00	40,399,547	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	31,158,835	77.79	30,820,477	78.15	31,597,248	78.21
譲渡性預金		1,936,840	4.84	1,876,450	4.76	1,723,740	4.27
コールマネー及び売渡手形	8	736,716	1.84	281,278	0.71	923,125	2.28
売現先勘定	8	256,997	0.64	47,975	0.12	240,480	0.60
債券貸借取引受入担保金	8	245,995	0.62			154,458	0.38
特定取引負債		45,670	0.11	46,933	0.12	71,090	0.18
借入金	8,14	369,292	0.92	578,229	1.47	241,907	0.60
外国為替		7,360	0.02	5,544	0.01	5,485	0.01
社債	15	749,404	1.87	850,382	2.16	763,438	1.89
信託勘定借		411,602	1.03	385,484	0.98	426,112	1.05
その他負債	8,10	549,264	1.37	580,999	1.47	641,039	1.59
退職給付引当金		5,074	0.01	3,595	0.01	3,437	0.01
事業再構築引当金		211	0.00	96	0.00	171	0.00
店舗チャネル改革引当金		2,932	0.01	2,525	0.01	2,731	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		1,393	0.00	775	0.00	25,083	0.06
再評価に係る繰延税金負債	11	44,845	0.11	44,837	0.11	44,844	0.11
支払承諾		1,746,350	4.36	1,671,497	4.24	1,721,237	4.26
負債の部合計		38,268,786	95.54	37,197,083	94.32	38,585,634	95.51
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		411,972	1.03			156,829	0.39
<b>(資本の部)</b>							
資本金		327,201	0.81			327,201	0.81
資本剰余金		263,492	0.66			263,505	0.65
利益剰余金		540,129	1.35			749,118	1.85
土地再評価差額金	11	62,397	0.16			62,396	0.15
その他有価証券評価差額金		184,359	0.46			257,388	0.64
為替換算調整勘定		2,244	0.01			1,946	0.00
自己株式		208	0.00			579	0.00
資本の部合計		1,375,127	3.43			1,657,084	4.10
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		40,055,886	100.00			40,399,547	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金				327,201	0.83		
資本剰余金				326,508	0.82		
利益剰余金				1,178,773	2.99		
自己株式				762	0.00		
株主資本合計				1,831,720	4.64		
その他有価証券評価差額金				207,330	0.53		
繰延ヘッジ損益				13,184	0.03		
土地再評価差額金	11			62,385	0.16		
為替換算調整勘定				1,847	0.01		
評価・換算差額等合計				254,684	0.65		
少数株主持分				152,557	0.39		
純資産の部合計				2,238,962	5.68		
負債及び純資産の部合計				39,436,046	100.00		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		506,798	100.00	574,744	100.00	1,047,056	100.00
資金運用収益		294,130		319,806		609,931	
(うち貸出金利息)		(248,746)		(248,244)		(495,591)	
(うち有価証券利息配当金)		(32,470)		(46,442)		(79,881)	
信託報酬		15,328		19,628		36,684	
役務取引等収益		95,331		97,610		211,351	
特定取引収益		1,170		9,115		5,177	
その他業務収益		39,151		31,091		75,688	
その他経常収益	1	61,685		97,491		108,222	
経常費用		326,938	64.51	367,493	63.94	678,714	64.82
資金調達費用		29,870		40,624		60,128	
(うち預金利息)		(14,537)		(20,087)		(29,077)	
役務取引等費用		25,673		21,515		66,914	
特定取引費用		45		278		202	
その他業務費用		11,172		35,620		42,925	
営業経費		180,745		179,488		384,049	
その他経常費用	2	79,430		89,965		124,495	
経常利益		179,859	35.49	207,250	36.06	368,341	35.18
特別利益	3	26,953	5.32	16,648	2.90	57,960	5.54
特別損失	4	3,170	0.63	2,629	0.46	23,769	2.27
税金等調整前中間(当期)純利益		203,641	40.18	221,270	38.50	402,531	38.45
法人税、住民税及び事業税		6,784	1.34	5,174	0.90	15,676	1.50
法人税等調整額		14,730	2.91	251,181	43.70	9,103	0.87
少数株主利益		7,825	1.54	6,281	1.09	12,670	1.21
中間(当期)純利益		174,300	34.39	460,995	80.21	383,288	36.61

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		263,492	263,492
資本剰余金増加高			12
自己株式処分差益			12
資本剰余金減少高		0	
自己株式処分差損		0	
資本剰余金中間期末(期末)残高		263,492	263,505
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		384,839	384,839
利益剰余金増加高		175,309	384,298
中間(当期)純利益		174,300	383,288
土地再評価差額金取崩		1,009	1,009
利益剰余金減少高		20,019	20,019
配当金		20,019	20,019
利益剰余金中間期末(期末)残高		540,129	749,118

[次へ](#)



## (中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	263,505	749,118	579	1,339,245
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行		63,000			63,000
剰余金の配当(注)			31,351		31,351
中間純利益			460,995		460,995
自己株式の取得				200	200
自己株式の処分		3		17	20
土地再評価差額金取崩			11		11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		63,003	429,654	183	492,474
平成18年9月30日残高(百万円)	327,201	326,508	1,178,773	762	1,831,720

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	257,388		62,396	1,946	317,838	156,829	1,813,913
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							63,000
剰余金の配当(注)							31,351
中間純利益							460,995
自己株式の取得							200
自己株式の処分							20
土地再評価差額金取崩							11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	50,057	13,184	11	99	63,154	4,271	67,425
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	50,057	13,184	11	99	63,154	4,271	425,049
平成18年9月30日残高(百万円)	207,330	13,184	62,385	1,847	254,684	152,557	2,238,962

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		203,641	221,270	402,531
減価償却費		8,211	7,573	15,353
減損損失		725	201	1,018
連結調整勘定償却額		3,488		6,881
のれん償却額			3,488	
持分法による投資損益( )		116	404	531
貸倒引当金の増加額		30,130	3,558	88,581
投資損失引当金の増加額		104	171	404
事業再構築引当金の増加額		89	75	129
退職給付引当金の増加額		552	158	2,189
資金運用収益		294,130	319,806	609,931
資金調達費用		29,870	40,624	60,128
有価証券関係損益( )		38,290	35,466	49,032
為替差損益( )		29,973	39,670	61,699
動産不動産処分損益( )		2,105		3,073
固定資産処分損益( )			204	
特定取引資産の純増( )減		94,912	232,575	19,268
特定取引負債の純増減( )		57,865	24,156	32,017
貸出金の純増( )減		23,653	144,104	893,804
預金の純増減( )		816,335	776,770	377,922
譲渡性預金の純増減( )		908,450	152,710	695,350
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減( )		827	343,322	6,557
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減		16,033	13,235	64,724
コールローン等の純増( )減		304,662	439,386	355,571

		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増( )減		9,357	10,864	10,956
コールマネー等の純増減( )		180,751	834,351	10,859
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )		180,926	154,458	89,388
外国為替(資産)の純増( )減		8,777	6,204	8,782
外国為替(負債)の純増減( )		1,934	59	3,808
普通社債の発行・償還による 純増減( )		4,900		11,300
信託勘定借の純増減( )		18,436	40,628	32,946
資金運用による収入		307,333	326,041	626,777
資金調達による支出		25,442	44,174	46,224
その他		96,253	142,673	11,603
小計		254,311	1,370,248	477,021
法人税等の支払額		5,640	12,957	7,627
営業活動による キャッシュ・フロー		259,952	1,383,206	484,649
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		10,796,288	10,590,029	18,118,677
有価証券の売却による収入		8,579,065	9,992,251	14,796,387
有価証券の償還による収入		1,321,447	1,377,111	2,788,189
動産不動産の取得による支出		3,553		9,157
有形固定資産の取得による 支出			4,454	
動産不動産の売却による収入		1,188		2,186
有形固定資産の売却による 収入			551	
無形固定資産の取得による 支出			2,691	
無形固定資産の売却による 収入			1,527	
投資活動による キャッシュ・フロー		898,141	774,266	541,071

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済 による支出		130,000	7,000	253,250
劣後特約付社債の発行 による収入		264,274	106,968	304,890
劣後特約付社債の償還 による支出		65,700	36,200	115,800
株式の発行による収入			63,000	
優先出資証券の発行による 収入		126,246		126,158
優先出資証券の償還による 支出				283,323
配当金支払額		20,019	31,351	20,019
少数株主への配当金支払額		24	221	24
自己株式の取得による支出		162	200	563
少数株主からの株式取得 による支出				1,060
自己株式の売却による収入		14	20	57
財務活動による キャッシュ・フロー		174,628	95,015	242,934
現金及び現金同等物 に係る換算差額		61	28	116
現金及び現金同等物 の増加額		983,403	513,895	1,268,537
現金及び現金同等物 の期首残高		2,744,227	1,475,689	2,744,227
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,760,824	961,793	1,475,689

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 37社                      主要な会社名                      株式会社りそな銀行                      株式会社埼玉りそな銀行                      株式会社近畿大阪銀行                      株式会社奈良銀行                      りそな信託銀行株式会社                      Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 22社                      主要な会社名                      株式会社りそな銀行                      株式会社埼玉りそな銀行                      株式会社近畿大阪銀行                      りそな信託銀行株式会社                      あさひ銀リテールファイナンス株式会社、                      Resona Preferred Capital(Cayman)1 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)2 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)4 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)5 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)1 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman)2 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman)4 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)5 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman)6 Limited及びResona Preferred Finance(Cayman) Limitedは清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 36社                      主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      Resona Preferred Global Securities (Cayman)Limited は、設立により当連結会計年度から連結しております。                      株式会社奈良銀行は、連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。            (2) 持分法適用の関連会社2社            主要な会社名            日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社            (3) 持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            (4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。            (2) 持分法適用の関連会社2社            主要な会社名            日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社            (3) 持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            (4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。            (2) 持分法適用の関連会社2社            主要な会社名            日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社            (3) 持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            (4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 5社 9月末日 32社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 5社 9月末日 17社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 5社 3月末日 31社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>
4 資本連結手続に関する事項	<p>株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続は、株式会社りそな銀行(旧株式会社大和銀行及び旧株式会社あさひ銀行)及び株式会社近畿大阪銀行については持分ブリーディング法を適用しております。また、株式会社奈良銀行についてはパーチェス法を適用しております。</p>		

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は650百万円減少し、繰延税金資産は441百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は1,092百万円増加しております。</p>	
	(口)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(口) 同左	(口) 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分計算しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年  ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及</p>	<p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権につい</p>	<p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は531,899百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は426,492百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は474,088百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識していませんでしたが、平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会 平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用し、当中間連結会計期間から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が19,588百万円増加し、税金等調整前中間純利益が同額増加しております。</p>		<p>(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識していませんでしたが、平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が21,116百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(8) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左	(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左
	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 店舗チャネル改革引当金は、一部の銀行業を営む国内連結子会社において、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 同左	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 同左
	(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。



	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12)リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(12)リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,530百万円、繰延ヘッジ利益は24,407百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減</p>	<p>第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は9,632百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は10,177百万円、繰延ヘッジ利益は15,939百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(八)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営</p>	<p>(八)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(八)連結会社間取引等 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>が可能と認められる 対外カバー取引の基 準に準拠した運営を 行っているため、当 該金利スワップ取引 及び通貨スワップ取 引等から生じる収益 及び費用は消去せず に損益認識又は繰延 処理を行っておりま す。</p> <p>なお、一部の資産・ 負債については、繰 延ヘッジ、時価ヘッ ジ、あるいは金利ス ワップの特例処理を 行っております。</p>		
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消 費税の会計処理は、税 抜方式によっておりま す。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
	(15)連結納税制度の適用 当中間連結会計期間よ り当社及び一部の国内 連結子会社は当社を連 結納税親会社として、 連結納税制度を適用し ております。	(15)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連 結子会社は当社を連結 納税親会社として、連 結納税制度を適用して おります。	(15)連結納税制度の適用 当連結会計年度より当 社及び一部の国内連結 子会社は当社を連結納 税親会社として、連結 納税制度を適用してお ります。
6 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算 書における資金の 範囲	中間連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金の範 囲は、中間連結貸借対照表 上の「現金預け金」のうち 現金及び日本銀行への預け 金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,099,589百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益( )」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益( )」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間連結会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。	

[次へ](#)



注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,213百万円及び出資金12,856百万円が含まれております。</p> <p>2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,148百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,220百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は15,029百万円、延滞債権額は427,732百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,739百万円及び出資金16,122百万円が含まれております。</p> <p>2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は35,907百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは29,352百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は18,261百万円、延滞債権額は387,263百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,540百万円及び出資金11,100百万円が含まれております。</p> <p>2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,504百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは0百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,375百万円、延滞債権額は352,851百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,416百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,659百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,509百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は366,364百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は324,563百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は386,646百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は831,542百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は746,747百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は768,382百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は360,444百万円であります。</p>	<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は354,621百万円であります。</p>	<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は362,262百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																																												
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>100,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>256,976百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,661,792百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>262,204百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>61,007百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>442,800百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>256,997百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>245,995百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,360百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>473百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金873百万円、有価証券774,272百万円、その他資産19,049百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は33,343百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,857百万円であります。</p>	コールローン及び買入手形	100,000百万円	特定取引資産	256,976百万円	有価証券	3,661,792百万円	貸出金	262,204百万円	その他資産	63百万円	預金	61,007百万円	コールマネー及び売渡手形	442,800百万円	売現先勘定	256,997百万円	債券貸借取引受入担保金	245,995百万円	借入金	3,360百万円	その他負債	473百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>47,975百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,690,777百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>359,379百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,761百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>111,686百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>40,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>47,975百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>350,400百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>413百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券852,111百万円、その他資産4,931百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,295百万円、敷金保証金は23,505百万円であります。</p>	特定取引資産	47,975百万円	有価証券	2,690,777百万円	貸出金	359,379百万円	その他資産	1,761百万円	預金	111,686百万円	コールマネー及び売渡手形	40,000百万円	売現先勘定	47,975百万円	借入金	350,400百万円	その他負債	413百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>240,475百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,033,517百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>246,231百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>191百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>194,089百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>540,600百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>240,480百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>154,458百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>19,150百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>443百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金433百万円、有価証券913,194百万円、その他資産4,585百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は30,700百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,319百万円であります。</p>	特定取引資産	240,475百万円	有価証券	3,033,517百万円	貸出金	246,231百万円	その他資産	191百万円	預金	194,089百万円	コールマネー及び売渡手形	540,600百万円	売現先勘定	240,480百万円	債券貸借取引受入担保金	154,458百万円	借入金	19,150百万円	その他負債	443百万円
コールローン及び買入手形	100,000百万円																																																													
特定取引資産	256,976百万円																																																													
有価証券	3,661,792百万円																																																													
貸出金	262,204百万円																																																													
その他資産	63百万円																																																													
預金	61,007百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	442,800百万円																																																													
売現先勘定	256,997百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	245,995百万円																																																													
借入金	3,360百万円																																																													
その他負債	473百万円																																																													
特定取引資産	47,975百万円																																																													
有価証券	2,690,777百万円																																																													
貸出金	359,379百万円																																																													
その他資産	1,761百万円																																																													
預金	111,686百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	40,000百万円																																																													
売現先勘定	47,975百万円																																																													
借入金	350,400百万円																																																													
その他負債	413百万円																																																													
特定取引資産	240,475百万円																																																													
有価証券	3,033,517百万円																																																													
貸出金	246,231百万円																																																													
その他資産	191百万円																																																													
預金	194,089百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	540,600百万円																																																													
売現先勘定	240,480百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	154,458百万円																																																													
借入金	19,150百万円																																																													
その他負債	443百万円																																																													
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,969,016百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,875,246百万円あります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,355,703百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,197,923百万円あります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,844,597百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,721,975百万円あります。</p>																																																												

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は26,501百万円、繰延ヘッジ利益の総額は34,814百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は49,487百万円、繰延ヘッジ利益の総額は20,322百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,699百万円</p>
12 動産不動産の減価償却累計額 216,434百万円	12 有形固定資産の減価償却累計額 213,135百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 212,826百万円
13 動産不動産の圧縮記帳額 63,076百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)	13 有形固定資産の圧縮記帳額 62,525百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)	13 動産不動産の圧縮記帳額 62,847百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)
14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金304,000百万円が含まれております。	14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金177,000百万円が含まれております。	14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金184,000百万円が含まれております。
15 社債には、劣後特約付社債605,604百万円が含まれております。	15 社債には、劣後特約付社債690,382百万円が含まれております。	15 社債には、劣後特約付社債603,438百万円が含まれております。
16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託529,290百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託488,427百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託528,222百万円であります。

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益28,304百万円、過去勤務債務償却益17,991百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額33,909百万円、貸出金償却14,597百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益26,421百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、動産不動産処分損2,439百万円、減損損失725百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益68,617百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、株式等売却損26,300百万円、貸倒引当金繰入額34,188百万円、貸出金償却15,951百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益16,072百万円を含んでおります。</p> <p>4 「特別損失」には、一部の銀行業を営む国内連結子会社におけるシステム更改に伴う損失1,647百万円、固定資産処分損780百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益62,667百万円、過去勤務債務償却益17,991百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額18,152百万円、貸出金償却45,955百万円を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る貸出金償却、債権売却損等のうち6,672百万円については、キャッシュ・フロー見積法を適用して計上した同債権に係る貸倒引当金戻入益と相殺して表示しております。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益57,286百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、動産不動産処分損3,549百万円、減損損失1,018百万円、優先出資証券償還損19,123百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,399			11,399	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680			680	
丙種第一回優先株式	120			120	
丁種第一回優先株式	0			0	
戊種第一回優先株式	240			240	
己種第一回優先株式	80			80	
第1種第一回優先株式	2,750			2,750	
第2種第一回優先株式	2,817			2,817	
第3種第一回優先株式	2,750			2,750	
第4種優先株式		25		25	(注)1
合計	20,837	25		20,862	
自己株式					
普通株式	1	0	0	2	(注)2

(注) 1 新株の発行による増加であります。

2 端株の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	11,397	1,000	平成18年3月31日	平成18年5月23日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	4,324	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	1	10,000		
	戊種第一回 優先株式	3,451	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	3,267	1,188		
	第2種第一回 優先株式	3,347	1,188		
第3種第一回 優先株式	3,267	1,188			

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成17年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連 結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 平成18年3月31日現在
現金預け金 勘定 2,056,861百万円	現金預け金 勘定 1,147,326百万円	現金預け金 勘定 1,691,016百万円
日本銀行以外 の金融機関 への預け金 296,037百万円	日本銀行以外 の金融機関 への預け金 185,532百万円	日本銀行以外 の金融機関 への預け金 215,326百万円
現金及び 現金同等物 1,760,824百万円	現金及び 現金同等物 961,793百万円	現金及び 現金同等物 1,475,689百万円

[前へ](#)[次へ](#)



## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>26,735百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>1,583百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>28,318百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>13,899百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>903百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>14,802百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減損損失累計額相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>12,819百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>680百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>13,500百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>4,267百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>9,740百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>14,008百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  16百万円</td><td></td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>2,795百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,545百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>213百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>16百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	26,735百万円	その他	1,583百万円	合計	28,318百万円	動産	13,899百万円	その他	903百万円	合計	14,802百万円	動産	16百万円	その他	百万円	合計	16百万円	動産	12,819百万円	その他	680百万円	合計	13,500百万円	1年内	4,267百万円	1年超	9,740百万円	合計	14,008百万円	16百万円		支払リース料	2,795百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	2,545百万円	支払利息相当額	213百万円	減損損失	16百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>12,694百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>887百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>13,582百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>6,025百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>568百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>6,594百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>6,669百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>318百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>6,987百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>2,371百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>4,940百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>7,311百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>1,385百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,268百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>111百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	12,694百万円	その他	887百万円	合計	13,582百万円	動産	6,025百万円	その他	568百万円	合計	6,594百万円	動産	6,669百万円	その他	318百万円	合計	6,987百万円	1年内	2,371百万円	1年超	4,940百万円	合計	7,311百万円	支払リース料	1,385百万円	減価償却費相当額	1,268百万円	支払利息相当額	111百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>13,595百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>878百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>14,474百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>5,848百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>509百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>6,358百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>7,746百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>369百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>8,115百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>2,456百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>5,992百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>8,449百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>4,413百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>4,017百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>362百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	13,595百万円	その他	878百万円	合計	14,474百万円	動産	5,848百万円	その他	509百万円	合計	6,358百万円	動産	7,746百万円	その他	369百万円	合計	8,115百万円	1年内	2,456百万円	1年超	5,992百万円	合計	8,449百万円	支払リース料	4,413百万円	減価償却費相当額	4,017百万円	支払利息相当額	362百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	26,735百万円																																																																																																													
その他	1,583百万円																																																																																																													
合計	28,318百万円																																																																																																													
動産	13,899百万円																																																																																																													
その他	903百万円																																																																																																													
合計	14,802百万円																																																																																																													
動産	16百万円																																																																																																													
その他	百万円																																																																																																													
合計	16百万円																																																																																																													
動産	12,819百万円																																																																																																													
その他	680百万円																																																																																																													
合計	13,500百万円																																																																																																													
1年内	4,267百万円																																																																																																													
1年超	9,740百万円																																																																																																													
合計	14,008百万円																																																																																																													
16百万円																																																																																																														
支払リース料	2,795百万円																																																																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,545百万円																																																																																																													
支払利息相当額	213百万円																																																																																																													
減損損失	16百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	12,694百万円																																																																																																													
その他	887百万円																																																																																																													
合計	13,582百万円																																																																																																													
動産	6,025百万円																																																																																																													
その他	568百万円																																																																																																													
合計	6,594百万円																																																																																																													
動産	6,669百万円																																																																																																													
その他	318百万円																																																																																																													
合計	6,987百万円																																																																																																													
1年内	2,371百万円																																																																																																													
1年超	4,940百万円																																																																																																													
合計	7,311百万円																																																																																																													
支払リース料	1,385百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1,268百万円																																																																																																													
支払利息相当額	111百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	13,595百万円																																																																																																													
その他	878百万円																																																																																																													
合計	14,474百万円																																																																																																													
動産	5,848百万円																																																																																																													
その他	509百万円																																																																																																													
合計	6,358百万円																																																																																																													
動産	7,746百万円																																																																																																													
その他	369百万円																																																																																																													
合計	8,115百万円																																																																																																													
1年内	2,456百万円																																																																																																													
1年超	5,992百万円																																																																																																													
合計	8,449百万円																																																																																																													
支払リース料	4,413百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	4,017百万円																																																																																																													
支払利息相当額	362百万円																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																		
<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table border="0" data-bbox="135 495 480 591"> <tr> <td>1年内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17百万円</td> </tr> </table>	1年内	14百万円	1年超	2百万円	合計	17百万円	<p>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table border="0" data-bbox="555 495 900 591"> <tr> <td>1年内</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	18百万円	1年超	16百万円	合計	35百万円	<p>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table border="0" data-bbox="975 495 1319 591"> <tr> <td>1年内</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>96百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	85百万円	1年超	10百万円	合計	96百万円
1年内	14百万円																			
1年超	2百万円																			
合計	17百万円																			
1年内	18百万円																			
1年超	16百万円																			
合計	35百万円																			
1年内	85百万円																			
1年超	10百万円																			
合計	96百万円																			

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマース・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	93,798	93,906	107	415	308

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	398,219	692,399	294,180	298,758	4,578
債券	5,620,912	5,602,507	18,404	4,302	22,706
国債	4,315,819	4,298,150	17,669	1,566	19,235
地方債	274,678	273,990	688	1,004	1,693
社債	1,030,413	1,030,367	46	1,731	1,777
その他	1,047,927	1,092,758	44,831	50,144	5,313
合計	7,067,058	7,387,665	320,606	353,205	32,598

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理することとしております。  
時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	17,119
その他有価証券	
非上場内国債券	571,400
非上場株式	185,315

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	136,994	136,086	907

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	395,321	804,175	408,853
債券	4,453,360	4,412,735	40,625
国債	3,267,435	3,234,564	32,870
地方債	297,366	293,427	3,938
社債	888,559	884,742	3,816
その他	1,069,315	1,063,558	5,757
合計	5,917,997	6,280,469	362,471

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は4,610百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	29,600
その他有価証券	
非上場内国債券	586,297
非上場株式	137,497

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	587,801	3

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	107,470	104,912	2,557	9	2,567
合計	107,470	104,912	2,557	9	2,567

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	400,977	860,926	459,948	463,577	3,628
債券	5,019,683	4,944,316	75,366	1,142	76,509
国債	3,691,491	3,627,524	63,967	535	64,502
地方債	303,375	298,422	4,952	255	5,207
社債	1,024,816	1,018,370	6,446	351	6,798
その他	1,241,957	1,302,870	60,913	77,049	16,135
合計	6,662,618	7,108,114	445,495	541,768	96,272

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理することとしております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
その他	1,300	1,357	57

(売却の理由)

共に連結される子会社である株式会社りそな銀行及び旧株式会社奈良銀行が平成18年1月に合併したことに伴い、旧株式会社奈良銀行保有の債券の保有目的区分の見直しを行ったことによるものです。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	14,662,455	92,043	40,047

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	27,369
その他有価証券	
非上場内国債券	587,996
非上場株式	184,837

7 保有目的を変更した有価証券

共に連結される子会社である株式会社りそな銀行及び旧株式会社奈良銀行が平成18年1月に合併したことに伴い、旧株式会社奈良銀行保有の債券の保有目的区分の見直しを行ったことにより、当連結会計年度中に満期保有目的の債券1,099百万円を、その他有価証券に区分変更しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。



8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	1,415,421	2,896,401	792,700	562,629
国債	1,051,557	1,465,825	566,184	543,956
地方債	22,028	195,981	187,882	
社債	341,834	1,234,594	38,633	18,673
その他	32,439	144,156	348,368	186,834
合計	1,447,860	3,040,558	1,141,069	749,464

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。
  
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。
  
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)  
該当ありません。
  
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)  
該当ありません。
  
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	312,253
その他有価証券	312,253
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	126,694
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	185,558
( )少数株主持分相当額	1,189
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	184,359

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額8,792百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額 439百万円を除いております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	350,169
その他有価証券	350,169
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	141,917
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	208,252
( )少数株主持分相当額	905
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	16
その他有価証券評価差額金	207,330

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,301百万円を除いております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	435,784
その他有価証券	435,784
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	176,805
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	258,978
( )少数株主持分相当額	1,574
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	15
その他有価証券評価差額金	257,388

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額10,778百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額 1,066百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	598,898	20	20
店頭	金利スワップ	10,638,084	23,143	24,572
	キャップ	368,631	409	1,641
	フロアー	4,664	267	233
	スワップション	11,485	9	93
	合計		22,989	26,519

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,478,957	5,870	2,118
	為替予約	1,039,018	15,450	15,450
	通貨オプション	2,067,399	4,497	13,354
	合計		16,824	4,215

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	99,609	1,184	1,184
	合計		1,184	1,184

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

[前へ](#)      [次へ](#)

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	2,001,394	4,319	4,319
店頭	金利スワップ	15,400,986	25,014	25,392
	キャップ	273,142	231	1,115
	フロアー	12,735	311	206
	スワップション	16,437	301	188
	合計		21,076	22,582

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,294,876	6,075	7,247
	為替予約	1,148,285	33,870	33,870
	通貨オプション	3,166,946	15,692	4,512
	合計		24,253	22,111

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株価指数先物	1,585	25	25
	株価指数オプション	155,421	560	136
	合計		585	161

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	150,691	386	386
	合計		386	386

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。



前連結会計年度末

## 1 取引の状況に関する事項

### (1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

### (2) 取引に対する取組方針および利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。

金融資産・負債のヘッジ取引

貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュ・フローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、長短金利、債券・株式、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動により損失を被るリスクです。信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

## 市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

## 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	561,187	75,993	62	62
	買建	468,931	7,430	392	392
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,907,173	4,163,203	11,963	18,155
	受取変動・支払固定	4,800,208	4,101,123	44,570	50,958
	受取変動・支払変動	2,176,810	2,051,500	4,498	4,498
	キャップ				
	売建	184,102	132,709	1,226	1,134
	買建	131,647	85,347	1,740	243
	フロアー				
	売建	400	400	0	2
	買建	6,848	6,599	235	144
	スワップション				
	売建	42		0	0
買建	9,215	1,500	341	275	
	合計			31,322	29,773

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	1,682,617	1,593,958	7,329	5,045
	売建	667,386	26,960	28,937	28,937
	買建	242,482	352,588	4,195	4,195
	通貨オプション				
	売建	1,547,733	774,104	51,076	6,774
	買建	1,725,361	799,837	35,218	10,051
	合計			16,213	16,419

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数オプション				
	売建	219,593		2,191	550
	買建	48,600		60	41
	合計			2,131	591

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	87,852		338	338
	買建	17,113		61	61
	合計			276	276

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	102,222.76	44,609.17	78,499.52
1株当たり中間(当期)純利益	円	15,323.70	40,449.00	31,943.14
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	7,754.66	24,475.56	17,053.00

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,156円88銭減少しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円		2,238,962	
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円		2,747,358	
うち少数株主持分	百万円		152,557	
うち優先株式	百万円		2,594,801	
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円		508,396	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株		11,396	

3 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	174,300	460,995	383,288
普通株主に帰属しない金額	百万円			19,954
うち優先配当額	百万円			19,954
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	174,300	460,995	363,334
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	11,374	11,396	11,374
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円			19,954
うち優先配当額	百万円			19,954
普通株式増加数	千株	11,102	7,437	11,101
うち優先株式	千株	11,102	7,437	11,101
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月3日付で、当社は株式会社整理回収機構からの劣後特約付借入金100,000百万円を期限前返済しております。</p> <p>2 優先出資証券の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社の連結子会社は、その発行する優先出資証券264,200百万円を283,323百万円で期限前償還しております。この償還に伴い、償還金額と払込金相当額の差額19,123百万円を平成18年3月期において損失として計上する予定であります。</p>		

(2) 【その他】

該当ありません。



2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		107,400		410,372		99,008	
前払費用		325		349		345	
未収収益		1,307		17		4	
未収入金				9,739		3,776	
未収法人税等				51,727		63,422	
その他	9	44,290					
流動資産合計		153,323	10.35	472,207	27.32	166,557	11.82
固定資産							
有形固定資産	1						
器具及び備品		19		18		18	
有形固定資産合計		19		18		18	
無形固定資産							
商標権		83		71		77	
ソフトウェア		18		12		15	
無形固定資産合計		101		83		92	
投資その他の資産							
関係会社株式		1,128,904		1,111,267		1,123,886	
関係会社長期貸付金	2	200,000		115,000		110,000	
繰延税金資産		1,936		30,109		8,281	
その他		6		5		6	
投資損失引当金		3,087					
投資その他の資産合計		1,327,759		1,256,382		1,242,173	
固定資産合計		1,327,880	89.65	1,256,485	72.68	1,242,284	88.18
繰延資産							
創立費		57					
繰延資産合計		57	0.00				
資産合計		1,481,260	100.00	1,728,692	100.00	1,408,841	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金						347	
未払費用		3,398		1,391		394	
未払法人税等		5		82		13	
未払消費税等				20		11	
その他	9	35		84		14	
流動負債合計		3,440	0.23	1,578	0.09	780	0.06
固定負債							
社債	3	125,020		160,000		160,000	
長期借入金	4	231,000		131,000		131,000	
関係会社長期借入金		190,000		100,000		100,000	
固定負債合計		546,020	36.86	391,000	22.62	391,000	27.75
負債合計		549,460	37.09	392,578	22.71	391,780	27.81
(資本の部)							
資本金	5	327,201	22.09			327,201	23.22
資本剰余金							
資本準備金	8	327,201				327,201	
その他資本剰余金							
資本金及び 資本準備金減少差益		39,681				39,682	
自己株式処分差益						12	
資本剰余金合計		366,882	24.77			366,895	26.04
利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		237,924				323,543	
利益剰余金合計		237,924	16.06			323,543	22.97
自己株式	6	208	0.01			579	0.04
資本合計		931,800	62.91			1,017,061	72.19
負債資本合計		1,481,260	100.00			1,408,841	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金				327,201	18.93		
資本剰余金							
資本準備金				327,201			
その他資本剰余金				102,698			
資本剰余金合計				429,899	24.87		
利益剰余金							
その他利益剰余金				579,776			
繰越利益剰余金				579,776			
利益剰余金合計				579,776	33.54		
自己株式				762	0.05		
株主資本合計				1,336,114	77.29		
純資産合計				1,336,114	77.29		
負債純資産合計				1,728,692	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			前事業年度の 損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益										
関係会社受取 配当金		217,285			258,538			309,067		
関係会社受入 手数料		2,331			2,326			4,662		
関係会社 貸付金利息		3,268	222,885	100.00	662	261,526	100.00	3,853	317,582	100.00
営業費用										
支払利息		5,969			2,110			8,644		
社債利息		773			784			1,513		
社債発行費償却		164			2			435		
販売費及び 一般管理費	1,2	2,694	9,601	4.30	2,004	4,901	1.87	4,910	15,504	4.88
営業利益			213,283	95.70		256,624	98.13		302,078	95.12
営業外収益										
受取利息		16			108			22		
受入手数料		71			68			144		
その他		4	93	0.04	82	258	0.10	6	173	0.05
営業外費用										
創立費償却		57						114		
株式交付費償却					852					
その他		6	63	0.03	0	853	0.33	8	122	0.04
経常利益			213,313	95.71		256,030	97.90		302,129	95.13
特別損失										
関係会社株式 評価損								12,048		
関係会社株式 譲渡損								3,087		
投資損失引当金 繰入額		3,087								
その他			3,087	1.39	0	0	0.00	0	15,136	4.77
税引前中間 (当期)純利益			210,225	94.32		256,029	97.90		286,992	90.36
法人税、住民税 及び事業税		1,262			9,726			3,769		
法人税等調整額		1,936	3,199	1.44	21,828	31,555	12.06	8,281	12,050	3.80
中間(当期) 純利益			213,424	95.76		287,585	109.96		299,043	94.16
前期繰越利益			24,499						24,499	
中間(当期) 未処分利益			237,924						323,543	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	39,694	366,895
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			63,000	63,000
剰余金の配当(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			3	3
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			63,003	63,003
平成18年9月30日残高(百万円)	327,201	327,201	102,698	429,899

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	323,543	579	1,017,061	1,017,061
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			63,000	63,000
剰余金の配当(注)	31,351		31,351	31,351
中間純利益	287,585		287,585	287,585
自己株式の取得		200	200	200
自己株式の処分		17	20	20
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	256,233	183	319,053	319,053
平成18年9月30日残高(百万円)	579,776	762	1,336,114	1,336,114

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式会社については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 社債発行費については一括費用処理しております。	株式交付費及び社債発行費は支出時に一括費用処理しております。	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 社債発行費については一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。		
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当中間会計期間より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左  (2) 連結納税制度の適用 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左  (2) 連結納税制度の適用 当事業年度より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,336,114百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1) 前中間会計期間では流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収法人税等」は、前事業年度において資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記いたしましたので、当中間会計期間においても区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「未収法人税等」は43,023百万円でありました。</p> <p>(2) 前中間会計期間では仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、前事業年度において区分掲記いたしましたので、当中間会計期間においても区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「未払消費税等」は25百万円でありました。</p>

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。	



注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は38百万円であります。</p> <p>2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>3 社債のうち15,020百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>4 長期借入金のうち214,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は43百万円であります。</p> <p>2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>4 長期借入金のうち114,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。</p> <p>2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>4 長期借入金のうち114,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>5 会社が発行する株式の総数  普通株式 73,000千株  優先株式 9,437千株  発行済株式の総数  普通株式 11,399千株  優先株式 9,437千株</p> <p>6 当社が保有する自己株式の数  普通株式 1千株</p> <p>7 配当制限  当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>乙種第一回 1株につき 6,360円  優先株式</p> <p>丙種第一回 1株につき 6,800円  優先株式</p> <p>丁種第一回 1株につき 10,000円  優先株式</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>9 消費税等の取扱い            仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他として表示しております。</p>		<p>           戊種第一回 1株につき 14,380円            優先株式            己種第一回 1株につき 18,500円            優先株式            第1種第一回 1株につき 1,188円            優先株式            第2種第一回 1株につき 1,188円            優先株式            第3種第一回 1株につき 1,188円            優先株式            8 資本準備金による欠損てん補            欠損てん補に充当された金額            731,916百万円            欠損てん補を行った年月            平成15年6月         </p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 876百万円 業務委託料 749百万円 租税公課 501百万円 土地建物機械賃借料 152百万円 支払手数料 153百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,035百万円 業務委託料 403百万円 土地建物機械賃借料 138百万円 租税公課 113百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 2,239百万円 業務委託料 1,011百万円 租税公課 595百万円 土地建物機械賃借料 290百万円 支払手数料 254百万円
2 減価償却実施額 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 8百万円	2 減価償却実施額 有形固定資産 3百万円 無形固定資産 8百万円	2 減価償却実施額 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 19百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,933	542	56	2,419

(注) 1 普通株式の増加株式数は端株の買取によるものであります。

2 普通株式の減少株式数は端株の売却によるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>1年以内</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		器具及び備品	15百万円	その他	11百万円	合計	26百万円	減価償却累計額相当額		器具及び備品	13百万円	その他	3百万円	合計	16百万円	中間会計期間末残高相当額		器具及び備品	1百万円	その他	8百万円	合計	9百万円	1年以内	4百万円	1年超	7百万円	合計	12百万円	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	2百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>1年以内</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10百万円</td></tr> </table> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		器具及び備品	0百万円	その他	13百万円	合計	13百万円	減価償却累計額相当額		器具及び備品	0百万円	その他	5百万円	合計	5百万円	中間会計期間末残高相当額		器具及び備品	0百万円	その他	8百万円	合計	8百万円	1年以内	4百万円	1年超	6百万円	合計	10百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>1年以内</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <li>当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		器具及び備品	15百万円	その他	19百万円	合計	34百万円	減価償却累計額相当額		器具及び備品	15百万円	その他	4百万円	合計	19百万円	年度末残高相当額		器具及び備品	百万円	その他	15百万円	合計	15百万円	1年以内	4百万円	1年超	8百万円	合計	12百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円
取得価額相当額																																																																																																														
器具及び備品	15百万円																																																																																																													
その他	11百万円																																																																																																													
合計	26百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
器具及び備品	13百万円																																																																																																													
その他	3百万円																																																																																																													
合計	16百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
器具及び備品	1百万円																																																																																																													
その他	8百万円																																																																																																													
合計	9百万円																																																																																																													
1年以内	4百万円																																																																																																													
1年超	7百万円																																																																																																													
合計	12百万円																																																																																																													
支払リース料	3百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
器具及び備品	0百万円																																																																																																													
その他	13百万円																																																																																																													
合計	13百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
器具及び備品	0百万円																																																																																																													
その他	5百万円																																																																																																													
合計	5百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
器具及び備品	0百万円																																																																																																													
その他	8百万円																																																																																																													
合計	8百万円																																																																																																													
1年以内	4百万円																																																																																																													
1年超	6百万円																																																																																																													
合計	10百万円																																																																																																													
支払リース料	2百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
器具及び備品	15百万円																																																																																																													
その他	19百万円																																																																																																													
合計	34百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
器具及び備品	15百万円																																																																																																													
その他	4百万円																																																																																																													
合計	19百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
器具及び備品	百万円																																																																																																													
その他	15百万円																																																																																																													
合計	15百万円																																																																																																													
1年以内	4百万円																																																																																																													
1年超	8百万円																																																																																																													
合計	12百万円																																																																																																													
支払リース料	6百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	5百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="0"> <tr><td>1年以内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2百万円</td></tr> </table> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年以内	2百万円	1年超	百万円	合計	2百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>																																																																																																						
1年以内	2百万円																																																																																																													
1年超	百万円																																																																																																													
合計	2百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月3日付で、当社は株式会社整理回収機構からの劣後特約付借入金100,000百万円を期限前返済しております。</p> <p>2 優先出資証券の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社の連結子会社は、その発行する優先出資証券264,200百万円を283,323百万円で期限前償還しております。この償還に伴い、当該連結子会社の株式価値の下落などにより、当社は平成18年3月期において約120億円の当該株式に係る損失計上を見込んでおります。</p>		

(2) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| (1) 発行登録書及びその添付書類<br>社債の募集に係る発行登録書であります。  | 平成18年5月24日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度 自 平成17年4月1日<br>(第5期) 至 平成18年3月31日                   | 平成18年6月29日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 訂正発行登録書<br>上記(1)に係る訂正発行登録書であります。  | 平成18年6月29日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項<br>第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書でありま<br>す。 | 平成18年7月26日<br>関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書<br>上記(4)に係る訂正報告書であります。  | 平成18年8月11日<br>関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書<br>上記(1)に係る訂正発行登録書であります。  | 平成18年12月5日<br>関東財務局長に提出。 |
| (7) 発行登録追補書類及びその添付書類<br>上記(1)に係る発行登録追補書類であります。                                  | 平成18年12月8日<br>近畿財務局長に提出。 |



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水	嶋	利	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉	持	政	義

## 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(7)退職給付引当金の計上基準に記載されているとおり、当中間連結会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

重要な後発事象2.に記載されているとおり、平成17年11月18日付で、会社の連結子会社が優先出資証券を期限前償還したことに伴い、償還金額と払込金相当額の差額19,123百万円を当連結会計年度において損失として計上する予定である。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂
----------------	-------	-----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂
----------------	-------	-----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝
----------------	-------	-----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水	嶋	利	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉	持	政	義

## 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤		茂
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森		茂
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野		勝

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象2.に記載されているとおり、平成17年11月18日付で、会社の連結子会社が優先出資証券を期限前償還したことに伴い、当該連結子会社の株式価値の下落などにより、会社は当事業年度において約120億円の当該株式に係る損失計上を見込んでいる。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂
----------------	-------	-----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂
----------------	-------	-----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝
----------------	-------	-----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。